

■新たな特例措置（比較表）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、令和2年2月14日、同月28日及び3月10日に雇用調整助成金に係る特例措置を講じています。

今般、これを拡充し、**令和2年4月1日から同年6月30日までの間は、緊急対応期間として、上乘せの特例措置を講じます。**

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大	
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国で 以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業）)
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業)）
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）) 加算額 2,400円(中小)、1,800円（大企業）

1. 雇用調整助成金の特例措置の追加実施について

○支給限度日数にかかわらず活用できます。

期間内 (4/1~6/30) に実施した休業は、1年間に 100 日の支給限度日数とは別枠で利用できることとします。

→最大191日の期間となります

○雇用保険の被保険者でない労働者も対象とします。上記期間内において、雇用保険の被保険者ではない労働者も休業の対象に含めます。具体的には、週 20 時間未満の労働者（パート・アルバイト（学生も含む）等）などが対象となります。対象金額については、判定基礎期間のうち対象期間中に支払われた休業手当の総額を対象労働者の休業総日数で除したものを平均休業手当額として、中小企業ではこの金額の90%（大企業75%）が1日当たりの助成額単価として支給されます。

○事後提出が可能な期間が延長されます。既に休業を実施し、休業手当を支給している場合でも、令和2年5月 31 日までは、事後に計画届を提出することが可能となっていました。この期間を同年6月 30 日までに延長します。

○短時間休業を大幅に活用しやすくします。短時間休業については、従来、事業所等の労働者が一斉に休業する必要がありましたが、事業所内の部門、店舗等施設ごとの休業も対象とするなど、活用しやすくします。

○休業規模の要件の緩和 対象労働者の所定労働日数に対する休業等の延日数の割合（休業規模 要件）について、中小企業は 1 /20 以上、大企業は1 /15 以上としていましたが、これを中小企業は1 /40 以上、大企業は1 /30 以上に緩和します

○残業相殺制度を当面停止します。支給対象となる休業等から時間外労働等の時間を相殺して支給すること（残業相殺）を当面停止します。

○特例処置期間の提出様式が簡素化されました！

詳しくはこちら（シフトキー押しながらクリック）

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

○ガイドブックはこちら（シフトキー押しながらクリック）

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621038.pdf>

2. 申請書類の大幅な簡素化について

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置に関する申請書類等については、大幅に簡素化し、事業主の申請手続きの負担を軽減するとともに、支給事務の迅速化を図られます。

具体的には、、、、

- ・ **記載事項の半減**（自動計算機能付き様式の導入や残業相殺の停止等）
- ・ **記載事項の簡略化**（休業等の実績を日ごとではなく合計日数のみで可とする）
- ・ 添付書類の削減

などを行います。

また、出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのシフト表や、給与明細のコピー等でも良いとするなど、事業所にある既存の書類を活用して、添付書類を提出することができるようにします。

また、支給申請から支給までの期間が **1 か月** となるように努めるということで、企業の資金繰り面に良い影響をもたらします

3. 取り急ぎ、事業所様にてご準備いただく資料

- (1) 休業協定書
- (2) 労働者代表選出届
- (3) 会社組織図
- (4) 年間勤務カレンダー（今年度、前年度、労働保険料確定年度）
- (5) 月次損益計算書（計画提出前月と対前年同月）
- (6) 就業規則、賃金規程、労働条件通知書（雇用契約書）
- (7) 履歴事項全部証明書（発行3か月以内のもの）

補足. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

前回の令和2年2月27日から3月31日までの間に以下のいずれかに該当する有給休暇を取得させたことが条件でした。

- ア 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇
- イ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇

支給申請は令和2年6月30日までに法人で一回まとめでの提出でした。

この度、対象期間が延長されました！

令和2年4月1日～同年6月30日までの間に上記のいずれかに該当する有給休暇を取得させたことが条件で延長されました。

この対象期間に対する支給申請期間は同年4月15日以降に発表予定とのことです。

詳しくはこちら（シフトキー押しながらクリック）

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html